

会議開催案内（公開）

第1回県営住宅等指定管理者選定委員会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続きに従って傍聴するものとする。

令和5年9月4日

県営住宅等指定管理者選定委員会

1 日時 令和5年9月11日（月） 13時30分～

2 会場 盛岡市内丸11番2号 岩手県公会堂 1階 12号室

3 議題

- (1) 県営住宅等の施設概要、指定管理者制度及び指定管理運営状況について
- (2) 指定管理者選定に係る募集要項について
- (3) その他

4 傍聴定員

6人

なお、1団体あたりの傍聴者は1名とさせていただきます。

5 傍聴手続

- ① 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受け付けを行いますので、氏名と住所をご記入願います。
- ② 受付開始時間は、当日13時15分からです。
- ③ 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

盛岡市内丸10番1号 岩手県庁8階

岩手県県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5932

7 アドレス

http://www.pref.iwate.jp/kensei/shingikai/kendo/kenei_shiteikanri/1068489/index.html

第1回県営住宅等指定管理者選定委員会傍聴要領

1 傍聴定員

傍聴者の定員は、6名とします。

なお、1団体あたり傍聴は1名とさせていただきます。

2 傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員長又は事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 補足事項

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要となる事項は、委員長が委員会に諮って定めることとします。